

平成29年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 鎌倉地域－西地区 ＞

日 時	平成29年7月21日（金） 午後3時～5時
場 所	市役所 全員協議会室
出 席 者	自治・町内会代表 15団体：17名 鎌倉市 7名
内 容	<p>第 1 部 市長からの報告..... P. 1</p> <p style="margin-left: 20px;">① 「公共施設再編の取組」</p> <p style="margin-left: 20px;">② 「不適切な事務処理」</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 「放課後かまくらっ子」</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 「ごみ焼却施設」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告..... P. 17</p> <p style="margin-left: 20px;">① 自主防災組織活動育成補助金に関して</p> <p style="margin-left: 20px;">② 由比ガ浜四丁目大規模開発計画の成り行き</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 鎌倉駅東口整備について</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談..... P. 23</p> <p style="margin-left: 20px;">① 赤潮についての市の見解</p> <p style="margin-left: 20px;">② 由比ガ浜や材木座の臨海部で増えている民泊（旅館業法非該当を含めて）について</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 自治会が管理運営する防犯カメラについて</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 自治・町内会の現状と課題と要望</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 稲村ヶ崎小学校の市防災倉庫の備品・備蓄の在庫管理について</p> <p>付 録 当日配布資料..... P. 43</p>

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	佐助自治会	岡田 富男	会長
2	蔵屋敷自治会	石川 隆	会長
3	由比ガ浜自治会	山崎 巳之吉	会長
4	塔之辻自治会	加藤 孝彦	
5	由比ガ浜中央自治会	斉藤 良成	会長
6	若宮町内会	藤島 節子	会長
7	長谷自治会	加藤 邦明	
8	坂ノ下自治会	木村 敏彦	会長（司会）
9	極楽寺自栄会	高橋 純信	会長
10	馬場ヶ谷親和会	仲島 孝	会長
11	極楽寺西ヶ谷町内会	田中 宏巳	会長
12	稲村ガ崎自治会	加藤 重政 中西 康孝	会長
13	北稲村ガ崎自治会	奥村 徹也 藤沢 悦美	会長
14	極楽寺霊仙会	安田 公俊	会長
15	由比ガ浜西自治会	藤田 紀子	

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	柿崎 雅之	
4	環境部長	石井 康則	
5	都市調整部長	服部 計利	
7	都市整備部長	樋田 浩一	
8	市民活動部次長	熊澤 隆士	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】

平成29年度ふれあい地域懇談会

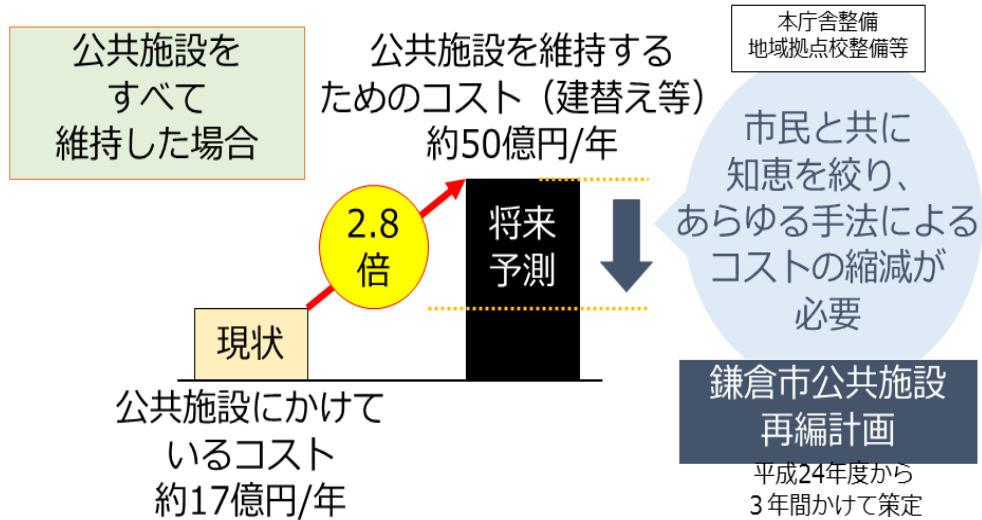
第1部 市長からの報告



- 公共施設再編の取組
- 不適切な事務処理
- 放課後かまくらっ子
- ごみ焼却施設

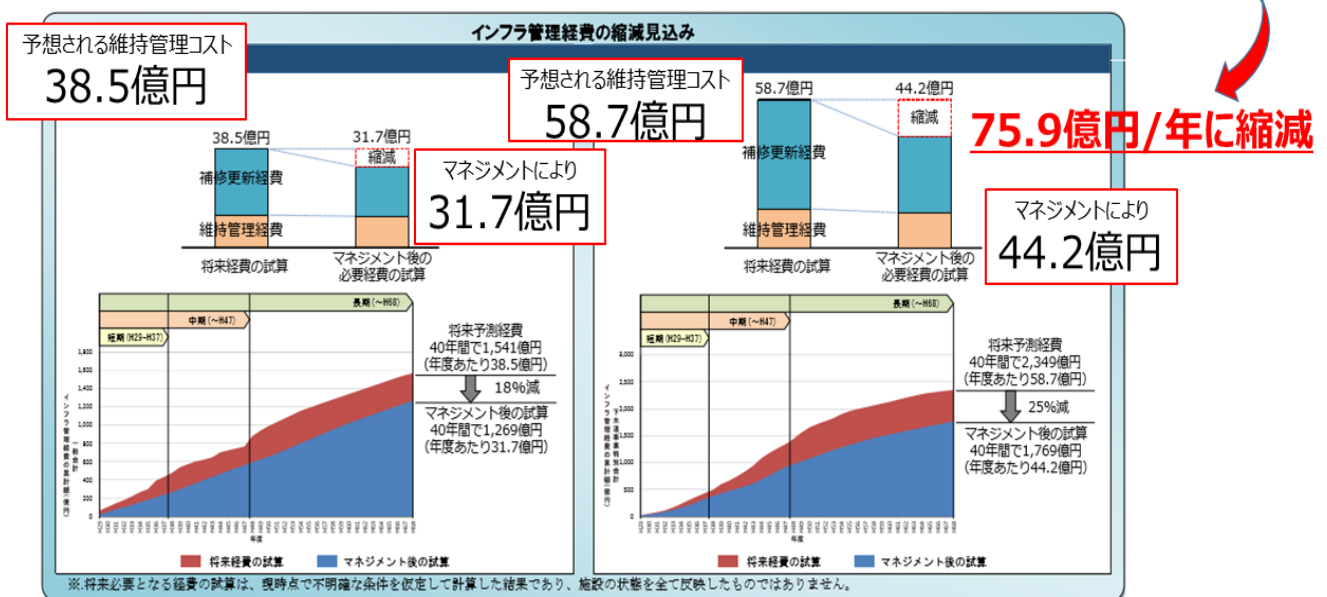
公共施設再編の取組について

- ◆ 前提は「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない」



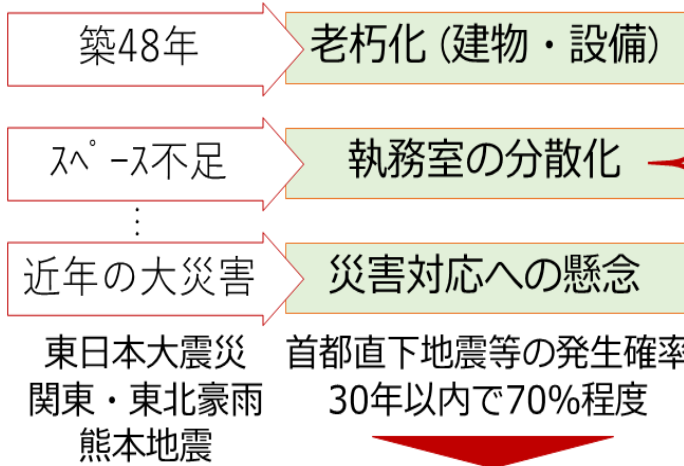
削減が可能な公共施設（建築物）に対し、削減が不可能な社会基盤

道路・下水道・公園などの社会基盤の維持管理には、今後、**年間約98億円が必要**

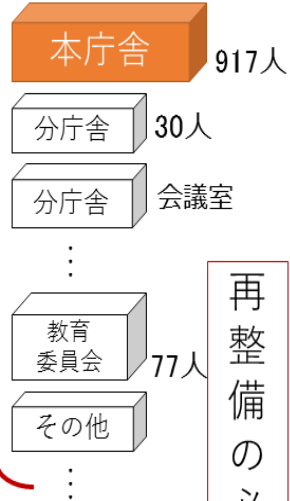


本庁舎の整備方針について

◆ 主な課題・背景



分散化の状況



再整備の必要性

災害時に機能不全に陥ることなく、
全市的な防災拠点としての機能を果たす重要性

◆ 検討経過

市民対話等 (市民参画)

(広報かまくら2/1号1面)



「市民対話」参加者の思い



(市民対話の様子)



連携

本庁舎整備方針策定委員会
(学識経験者や関係団体代表者)



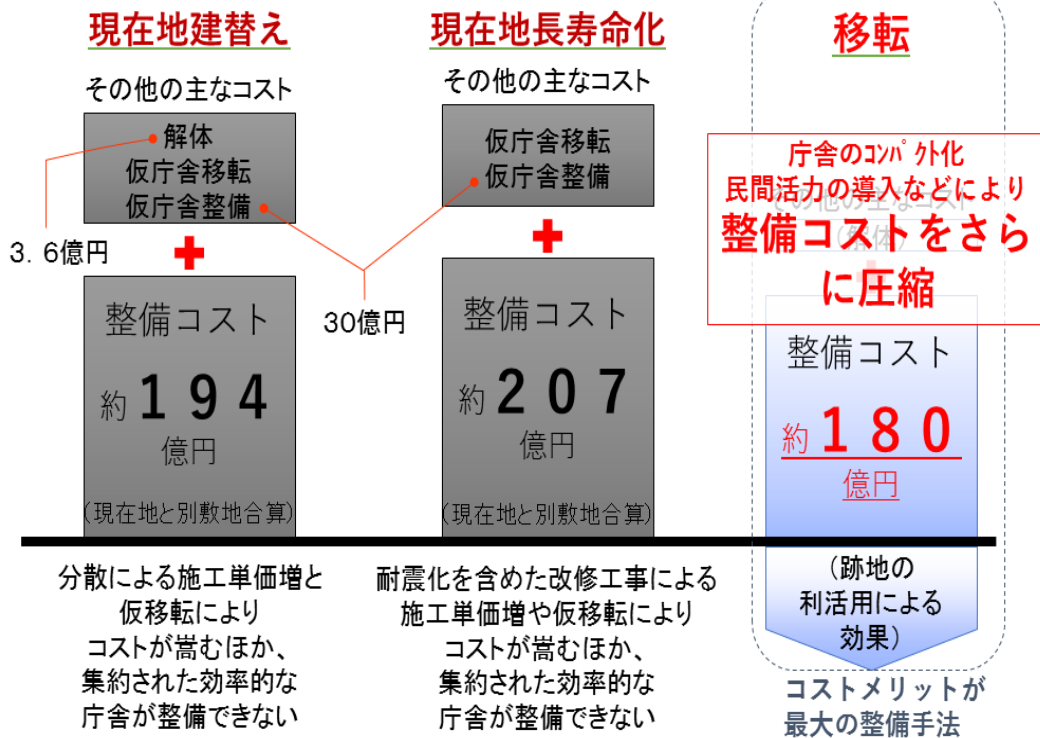
パブリックコメント
(移転とした(素案)について)

整備方針決定

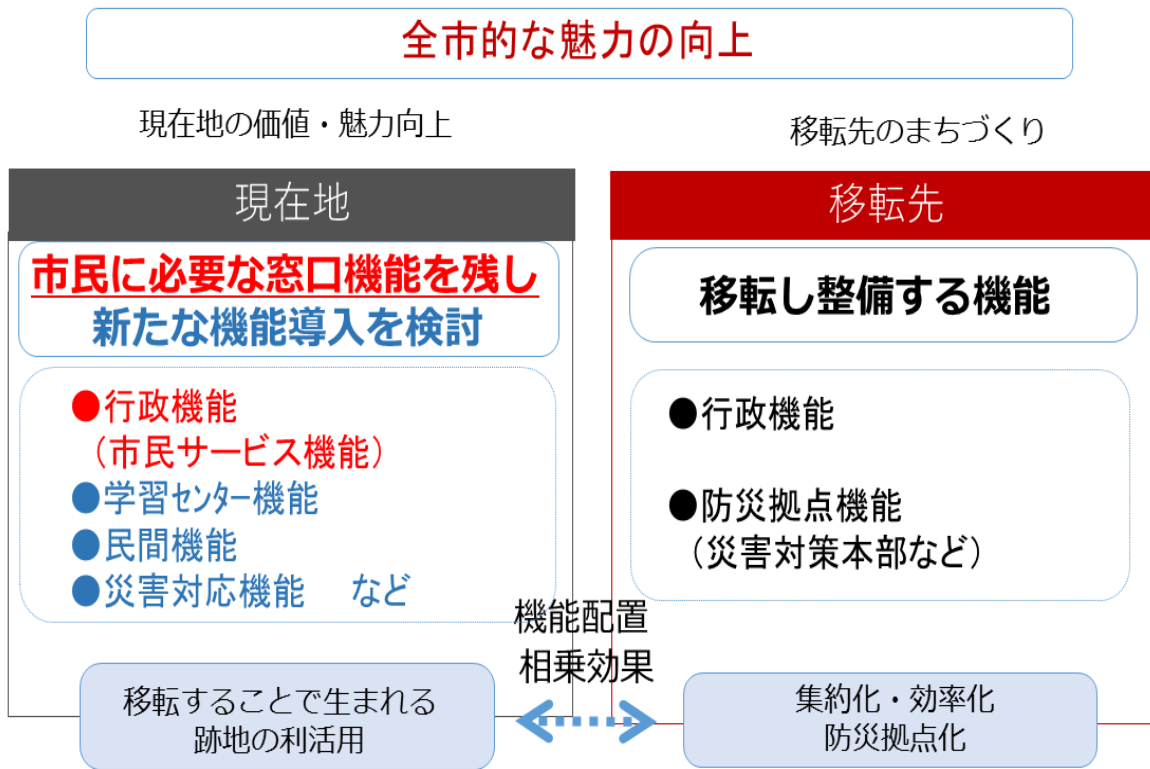
『本庁舎の移転』

(平成29(2017)年3月)

◆ 建設コスト規模の比較 (イメージ)



◆ 本庁舎の整備方針



◆ 本庁舎の整備方針

現在地の利活用

残す機能

- 行政機能（市民サービス機能）

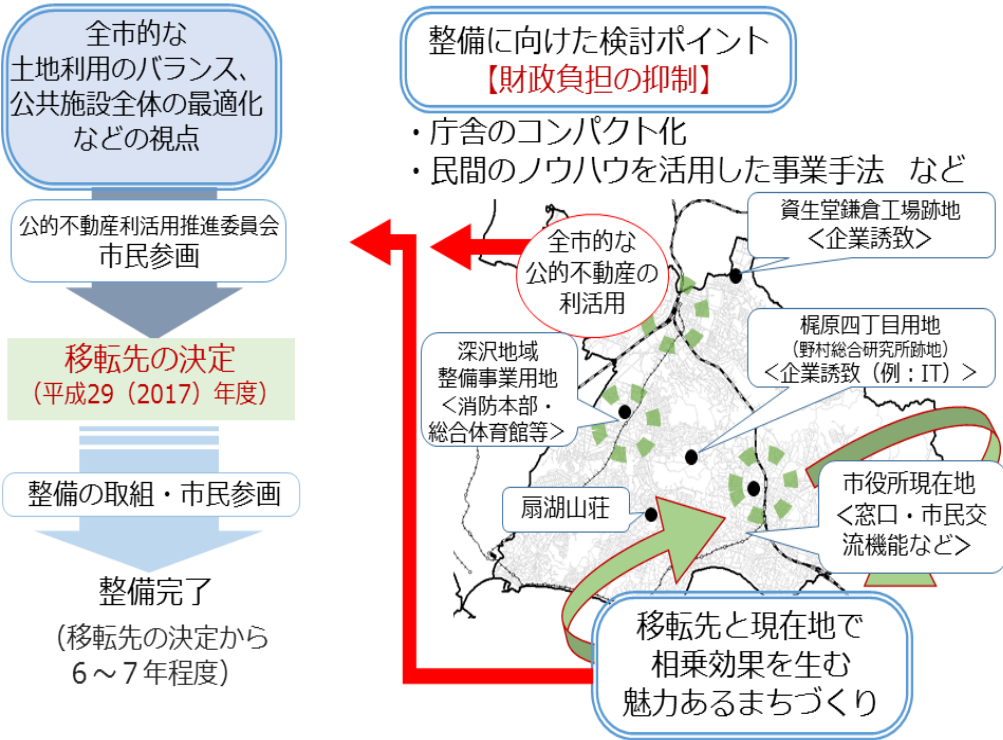
新たな機能導入を検討

- 学習センター機能・市民交流機能
- 民間機能
- 災害対応機能 など

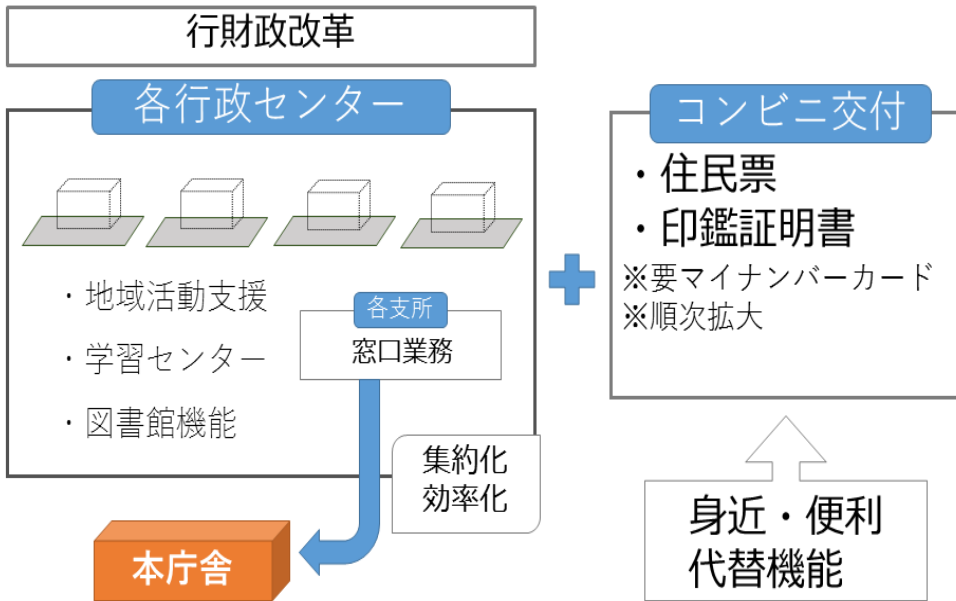


イメージ（神奈川大学作成）

◆ 具体的な移転の候補地について



◆ 支所業務のあり方について



不適切な事務処理に関する調査結果の最終報告

生活保護費支給事務

- ◆経過 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

- 9月16日 「盗難」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

- ◆処分 25名を処分（平成28年12月21日付）
停職6カ月1名 停職1カ月1名
10%減給3カ月1名
10%減給1カ月1名
10%減給15日1名
戒告3名 訓告3名 訓告又は注意14名

- ◆賠償 亡失した2,665,937円の賠償
市の損害回復のため、**関係職員に賠償請求を行い全額が納付される。**

- ◆市長等給与を削減
市長 10%減給3カ月
元副市長 10%減給1カ月
教育長 10%減給1カ月

改善・見直しの取り組み

◆生活保護支給の見直し

- 現金支給の見直し
本庁舎及び4支所 → 本庁舎窓口のみ
- 保護費口座振込みの推進
口座振込み 760件/803件 **94.6%** (平成29年7月定例支給分)
現金払い 12件/803件 **1.5%**
その他現金書留など
- 現金書留による支給 ・ 領収書書式の変更

◆受給者の類型別の改善

- 新規受給者への保護費支給
生活福祉課が保護費をキャビネット → 福祉総務課が会計課から保護費
に保管し単独で支給 を払い出し
生活福祉課職員立会いで支給
- 継続受給者への保護費支給
「鎌倉市生活保護費現金支給マニュアル」(平成28年1月作成)に
基づき、適切に保護費を支給

◆生活保護費支給事務に関する改善

• 現金出納員などとしての意識の徹底と情報共有

役割、責任(賠償責任)の周知徹底

会計管理者と現金出納員などとの意見交換、情報共有の場の設定

• 公金の保管方法の徹底

会計課金庫室内の増設、金庫の貸出などの運用開始。

「公金の保管状況等検査計画」(9月)を策定

• 公金の取り扱い意識の徹底など

経理事務研修の充実

「公金取扱い基本マニュアル」(9月)を策定し、各課へ配布

組織体制の見直し

◆コンプライアンス担当の設置（平成28年4月1日設置）



職員研修の強化、全庁的なコンプライアンス推進体制の構築
（各保育園や学童、こどもの家などの非常勤嘱託員やアルバイトにも研修を実施）

◆コンプライアンス推進参与を設置（平成28年8月30日設置）



大久保 和孝
新日本有限責任監査法人
（経営専務理事 ERM本部長、公認会計士）

◆コンプライアンス推進委員会の設置

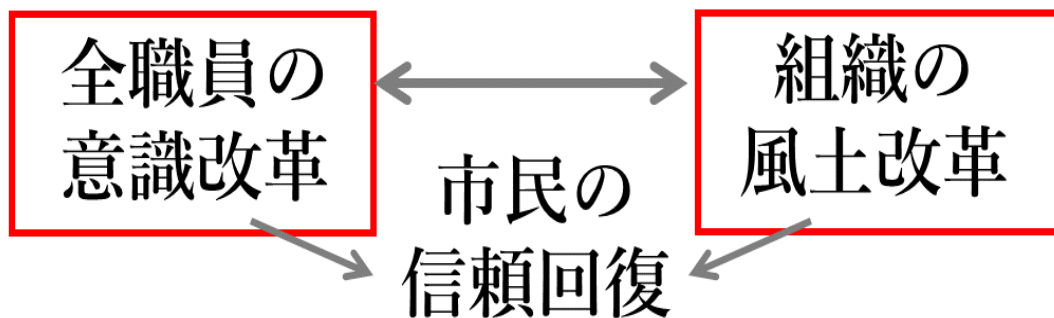
◆コンプライアンスに関する意識調査を実施

- ・調査の目的 組織風土改革や問題の端緒を把握
- ・調査の実施時期 平成29年3月2日～13日
- ・対象者 鎌倉市職員（常勤、非常勤、アルバイトを含む）



平成29年度上期 コンプライアンスの方向性を示す行動指針、
下期 具体的な取り組み内容をまとめた行動計画を策定
行動計画を実行

信用と信頼の回復に向けて



◆放課後かまくらっ子



◆アフタースクールの一環として

～放課後子ども教室～現在の取り組み（平成28年度）



・稲村ヶ崎小学校

昔遊び・本の読み聞かせ・自由画・音楽教室
室・理科教室・紙芝居・宝箱作り

講師：老人会、保護者、地域スポーツ振興会、
卒業生、近隣住民の方など



土曜日ニグラの様子



アートコースの様子

・今泉小学校

サイエンスコース、囲碁コース、アート
コースなど

講師：今泉台おもしろクラブ（理科的、算数的
な分野を専門とする地域の方々の集まり）

◆放課後かまくらっ子の実施計画



平成30年度 深沢小学校、関谷小学校

平成31年度 9校

平成32年度 16校（全校）

子どもたちに多様なプログラムを教えてください
講師として、地域の皆様のご協力をお願いします！



◆ごみ焼却施設

1.これまでの話合いの経過

平成27年4月

建設候補地を山崎下水道終末処理場未活用地とすることを公表
(選定理由：特に重要である災害時におけるエネルギーの有効利用の視点が優れ、山崎浄化センターとの相乗効果が図れる。)

平成27年4月～8月

周辺住民及び市民への説明

平成27年10月

「新ごみ焼却施設建設に反対する住民の会」結成
(これまで8回の話合い)

2.周辺住民からの主な意見と市の考え

主な意見

鎌倉市への不信感
(山崎浄化センターの臭気対策や上部利用等当時の約束を履行していない。)

負担の公平性・平等性への斟酌の欠如
(山崎浄化センターがある中で、さらに迷惑施設であるごみ焼却施設は受け入れられない。)

市の考え

・十分でなかった点はお詫びし、施設の運営と維持管理について、新ごみ焼却施設の建設とは別に山崎浄化センター連絡協議会で協議を重ねて適切な対応を図る。

・負担を軽減するため、安全で安心な施設整備を図るとともに、周辺まちづくりの推進を図り地域に最大限貢献できる施設づくりを図る。

主な意見

交通量の増大に伴う交通渋滞の増長と交通安全への懸念の増大

面積も狭く地盤も軟弱、山崎浄化センターの将来計画が示されていない

リスクは集中より分散を

市の考え

・収集車両台数は最大で168台/日と想定し、大きな支障はないと評価
・実際の交通状況を一緒に確認し、話し合いをすることにより交通環境の整備を図る。

・施設建設に必要な5,000㎡以上あり建設可能と評価
・地盤は軟弱で、費用は他の候補地より高額となるが強靱化は可能と評価
・施設をコンパクトで機能性の高い施設にすることで、下水道の将来計画に影響がないと判断

・国の方針に基づき、施設を強靱化することにより、平常時はもとより災害時もエネルギーの供給が可能。
・2つの施設が隣接することで効果や有効性が高いと判断し、集約を図る。

3.施設づくりの考え方

安全な施設づくり

最新の技術の導入による環境負荷の軽減及び施設の強靱化の実施

安心感の提供

・圧迫感等の軽減
・臭気対策
・車両増加等への対策
・大気及び土壌への対策
・騒音及び振動対策
・情報共有等が図れる体制整備

周辺まちづくりの考え方

新ごみ焼却施設と山崎浄化センター及び鎌倉武道館が連携し、地域コミュニティを促進させるため、「地域防災の推進」、「健康づくりの増進」、「安全安心のまちづくりの推進」を図る。

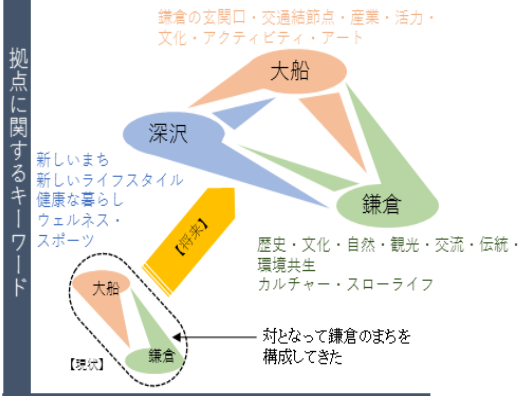
◆ 大船・深沢ゾーン

全市的なまちづくりの
新たな視点

3つの拠点が特性を生かすこと
で、新しい人の流れをつくる
鎌倉市の新しい魅力を創出する

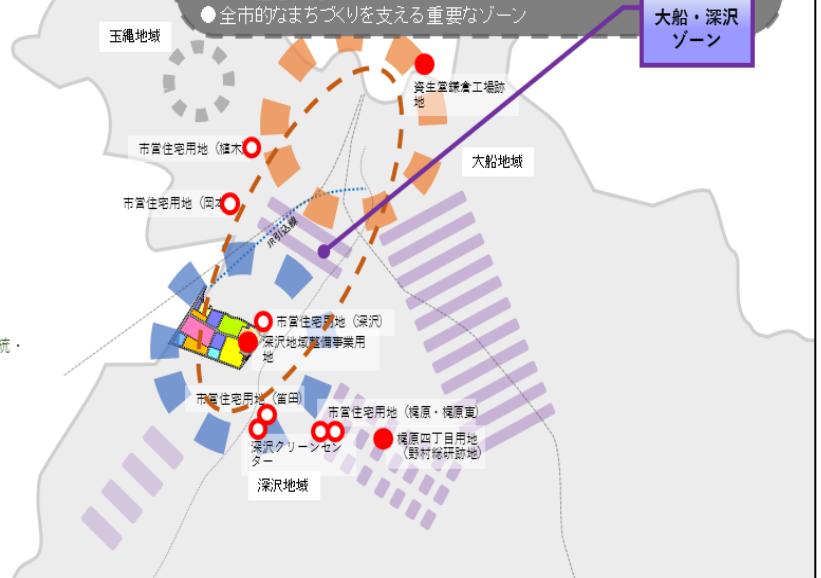
拠点整備の視点から

3つの拠点が特性を生かした役割分担をこなし、
互いに影響し合うことで、
鎌倉市の魅力に磨きをかける

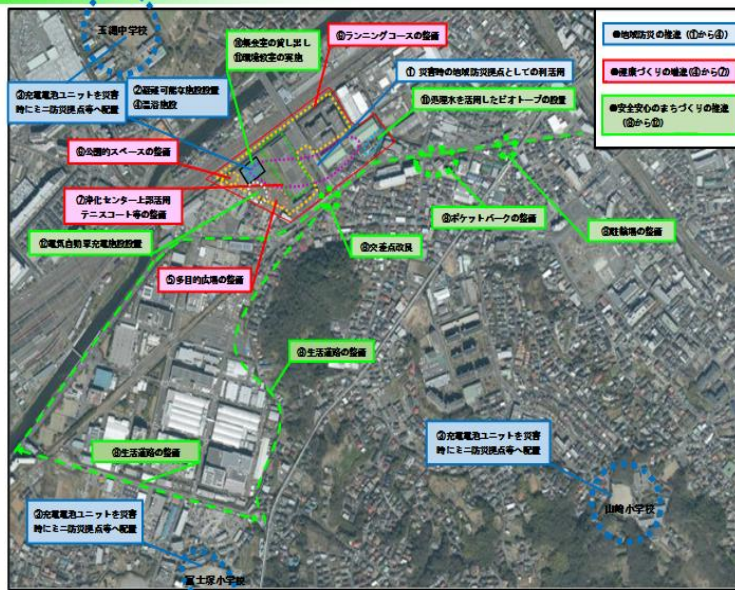


【新たな視点・コンセプト】

- 深沢のまちづくりと一体的な発展を全市的に広げていく上で重要なゾーン
- 新規成長産業等の誘導を行う大船の活力、深沢の新しい力が融合するゾーン
- 大船・深沢ゾーンから、拠点の域を拡大した大船・深沢ベルト化の推進
- これにより、鎌倉を支える背骨の役割を担い、新たな価値や活力を生み出すことで、新しい人の流れをつくる (拠点間ネットワークの融合・拠点域の拡大)
- 人口重心を捉えたまちづくり
- 全市的なまちづくりを支える重要なゾーン



4. 周辺まちづくりについて



第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<長谷自治会・加藤会長>

40年間と言っていましたが、その中には鎌倉市の高齢化や人口減などは加味されているのでしょうか。もう一つ、建築制限 10mと言っていましたが、これは絶対的なものなのでしょうか。変えることはできないのでしょうか。最後に鎌倉駅東口の交通管理者はどこになるのか教えてください。

<松尾市長>

まず40年間のコストですが、当然この間の人口推計等を踏まえた上での予測となっています。それから2点目の高さ制限ですが、これは10mと決まっており、制限を外すとするとさまざまな手続きが必要になります。当然近隣住民の方々のご理解が必要になります。詳細は部長から説明させます。

<経営企画部・比留間部長>

10mというのは風致地区の許可基準になってまして、ここは第3種風致地区です。鎌倉には第2種、第3種、第4種があります。第2種が8m、第3種が10m、第4種が15mということになっていますので、風致地区の種別を変えるという手続きをしたとしても15mが上限になります。これも全市的な議論を行ったうえで、この高さをどうするか考えていく必要があります。

<長谷自治会・加藤会長>

私は手続きのことを聞いているのではなくて、根本的にそれを無視することはできないのかと聞いています。一例を申し上げますと、ヨーロッパの世界遺産になった都市でも信じられないビルが建っていることがあります。あれがどうやって建っているか調べたことはありますか。世界遺産になっている場所は通常さまざまな制約があるはずですが。そのような場所でも突然ホテルなど高い建物が建っていて都市を見下ろすような形になっている。そういうものに対して日本でも考えてはどうかという意見です。

<松尾市長>

そういう意味では、全市的にルールを定めていますので、私はそれを無視して行うべきではないと思っています。ただし、今おっしゃったように全体的なまちづくりの中でそれがどうしても必要だというところから議論を始め、さまざまな課題をクリアするように手続きを進めることはできますから、必要があればそのような手順で進めていくことは出来るのではないかと思います。最後にもう一つ、交通管理者というところですが、これは警察との協議を行っているところです。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【鎌倉地域－西地区】

平成29年度 ふれあい地域懇談会



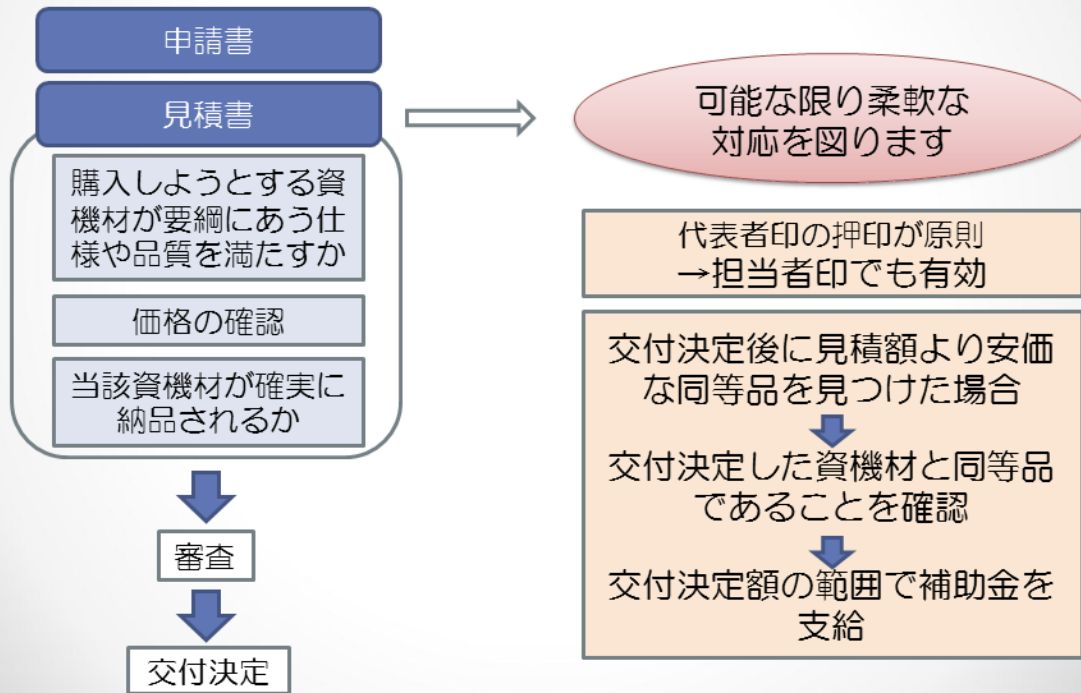
鎌倉地域－西地区

- 自主防災組織活動育成補助金に関して
- 由比ガ浜四丁目大規模開発計画の成り行き
- 鎌倉駅東口整備について

自主防災活動育成費補助金に関して

【防災安全部 総合防災課】

自主防災活動育成費補助金の申請



由比ガ浜四丁目大規模開発計画の成り行き

【都市調整部 都市調整課】

経過について

鎌倉市まちづくり条例の手続き

↓
助言・指導

↓
事業者から助言・指導に従う旨の方針書が提出される

↓
同条例手続き完了

鎌倉市開発事業における手続及び基準に関する条例

↓
手続き中に鎌倉市議会（H29.2）において、「鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設計画に対して、鎌倉市民の生活の平穏を確保し、市民に寄り添った判断を求める意見書」が可決

現在の状況について

鎌倉市開発事業における手続及び基準に関する条例に基づき公共公益施設の整備等必要事項について協議中

↓
国道134号右折レーンの設置と北側生活道路の交通対策を実施すること等を前提とし事業者と協議中

自治会、周辺住民との話し合いの継続を事業者に指導

↓
当該計画について、周辺住民から理解を得られるよう進めてまいります



鎌倉駅東口整備について

【まちづくり景観部 交通計画課】

平成29年度 実施設計



平成30・31年度 施工予定



平成32年度の供用開始を目指す

安全対策は、交通管理者
と検討していきます



ロータリーの中央部の横断歩道
はこれまでどおり設置

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

<極楽寺霊仙会・安田会長>

由比ガ浜四丁目の大規模開発に関して、私は詳しい話は知りませんが、古都保存という見地からするとできればやめてもらいたいと思います。先ほどのご説明からすると市としてはこれを了承し、今は反対する住民の人たちを説得しているという状況なんですか。

<松尾市長>

この書き方が少し誤解を生む書き方でした。我々が住民の皆さんを説得するというのではなく、あくまでも事業者が住民の方々のご理解を得るように進めている段階です。市の立場とすると法令に合致しているものであれば、最終的には許可をしなければならないという立ち位置になるものですから、我々が表に立って住民の皆さんを説得するというわけではありません。

<由比ガ浜西自治会・藤田氏>

今の話に関連して、説明の中で134号線の右折レーンの設置、この交通対策の実施を前提として事業者と協議中というご説明がありましたが、すでにこの計画が始まって3年が過ぎました。当初地元の自治会としても駐車場が150台、またマンションの方は90台でしたか、その規模の事業なので交通対策に関しては、さまざまな場所をお願いをしてきました。市長からもあったように、この交通対策はしっかりと進めていただきたいと思います。あまりにも時間がかかっている、134号線の新設レーンがまだ決定していないというのは一体どうなっているのか、何が課題なのか、この前提がなければこの事業は進めてはいけないと思っているのでその辺をお聞きしたいと思います。もう一点、右折レーンを前提としての事業なので、一方で土地調整がこの建物についての事業を進めていくにあたり、右折レーンの設置の有無に関わらず、法令に合致していればこの事業を許可せざるをえない立場であるのか。その2点を聞きたいと思います。

<まちづくり景観部・齋藤部長>

134号線の右折レーンについては、今交通計画課が県藤沢土木事務所と話し合いを進めているところです。何を話しているかということ、今の道路の場所に新たに右折レーンを設置するときどのような道路の構成をしていくのか、歩道があって車道があって、その車道に右折レーンを更に新設していく、その場合何メートルの幅員で構成をするのか。国道134号線は県が管理しているので、県藤沢土木事務所と市の交通計画課が話をしているという状況です。

<都市調整部・服部部長>

右折レーンの設置というのは開発事業条例の許可要件ではありません。しかしながら右折レーンの設置が実現するかしないかということは、住民生活、あるいは交通に対して非常に大きな影響を与える部分ですので、今後事業者とは開発協議と並行する形で交通対策に関する協議を進め、開発協議の終了までには具体的な方策をまとめたいと考えています。

<由比ガ浜西自治会・藤田氏>

例えばこの右折レーンの設置が構造的に、また、諸問題でできない場合、これが解決せずともこ

の事業に対して法的にクリアされていけば建設が進むという考えでよろしいのですか。

<都市調整部・服部部長>

法的な部分でいいますとそこは許可要件ではありませんので、右折レーンがないと許可できないかということはありません。ただ現実的な問題として、右折レーンがないと交通の問題が地域住民に大きな影響を及ぼします。これについては事業者も設置の努力をしていくということです、実現するように今後県や事業者に働きかけていきます。

<由比ガ浜西自治会・藤田氏>

道路をつくることを前提としているわけですね。事業者は最初から道路をつくる、その費用は我々が持つということで市と県藤沢土木事務所とで協議を進めているという話はずっと聞き続けていますがいまだに解決されない。それに伴って都市調整の方では着々この事業に対して、各課の協議が進んでいるわけです。そうしますと道路の問題が置き去りにされたままこの事業が進んでいることになり、地元住民は大きな不安と不満を持っています。このまま法令に従って建設の準備が進むということに大きな不信感を持っています。交通対策、右折レーンを前提とした事業であるということをもう一度確認させていただきたいと思います。

<松尾市長>

134号右折レーンの設置を前提として事業者と協議しているということです。先ほども申し上げましたが、設置が許可の要件ではありませんが、我々としては地域の方々からのこうしたご意見ご要望をお聞きする中で事業者との協議を進めていますので、決して違う方向で進んでいるということではありません。改めて今いただいたご意見を受け止め、今後も進めていきたいと考えています。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

H29－鎌倉西－1	赤潮についての市の見解
H29－鎌倉西－2	由比ガ浜や材木座の臨海部で増えている民泊(旅館業法非該当を含めて)について
H29－鎌倉西－3	自治会が管理運営する防犯カメラについて
H29－鎌倉西－4	自治・町内会の現状と課題と要望
H29－鎌倉西－5	稲村ヶ崎小学校の市防災倉庫の備品・備蓄の在庫管理について

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-鎌倉西-1
テ ー マ	赤潮についての市の見解
内 容 詳 細	<p>今年のゴールデンウィークは材木座・由比ガ浜・稲村ガ崎の海岸で赤潮が発生し大騒ぎでした。新聞記事によれば、気温の関係でプランクトンが異常発生しただけで特に害はないとのことですが、昨年 of 下水管破損により汚水を海に放流したのが原因ではないかなどと憶測もあります。</p> <p>鎌倉市として正式に調査機関へ依頼し、公式見解を発表したら如何でしょうか。</p>
担 当 部 課	都市整備部 下水道河川課

議題に対する回答等

平成 29 年5月5日、鎌倉市沖の相模湾で海上が広範囲に赤く染まっていることが確認されましたが、海水温の上昇でプランクトンが増えたこともひとつの原因ではないかとの報道がありました。

平成 28 年4月 22 日に発生した下水流出については、同月 24 日から海水水質調査を実施し、放流を停止した5月 27 日以降も、引続き海の環境に与える影響を確認するため、水質調査等を実施しました。

調査結果を踏まえ、国立大学法人東京海洋大学に検証作業を依頼し、見解及び総合的所見を得た上で、平成 28 年6月 29 日に「現時点で下水放流が環境に影響を及ぼしている状況はなく、海域の水質等について安全表明を行う。」旨の記者発表を行っております。

このような経過から、下水流出と赤潮発生との関連はないものと考えております。

添付資料

<都市整備部・樋田部長>

材木座・由比ヶ浜・稲村ヶ崎の海岸で発生した赤潮について、はじめに昨年4月22日、あのような形で下水道管が破損し、皆さまに多大なご迷惑をお掛けしましたことをこの場をお借りしましてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。その後皆さまのご協力のもと、おかげさまで暫定ではありますが昨年5月27日以降海に流さずに通水することができています。

今年度、破損した部分については、本管を敷設し、年度内には通水、その後各現場の工事の撤去に向けて進めているところです。赤潮との関係ですが、平成29年5月5日に鎌倉市沖の相模湾の海上が広範囲に赤く染まっていることが確認されました。これは海水温の上昇でプランクトンが増えたことがひとつの原因ではないかという報道もされております。

昨年に発生しました下水流出については4月24日から海水の水質調査を実施し、放流を停止した5月27日以降も引き続き海の環境に与える影響を確認するために水質調査等を実施しています。この調査結果の検証作業を国立大学法人東京海洋大学に依頼し、見解及び総合的所見を得た上で、平成28年6月29日に現時点で下水放流が環境に影響を及ぼしている状況はなく、海域の水質等について安全表明を行う旨の記者発表を行っています。

これらの経過を踏まえ、市としては今回の赤潮の発生と下水の流出については関連ないと考えています。

<佐助自治会・岡田会長>

今の関連ですが、破損して1カ月位でしたか、環境問題に関して敏感な方から、この状態がこんなに長く続いて良いのかという声も聞いたのですが、地震の影響でまた破損するということはありませんよね。せっかく復旧したのですから、破損したときに復旧期間が短くなる、もしくは地震に対して耐久性を持たせるなどということには配慮したのでしょうか。

<都市整備部・樋田部長>

今回落ちた管の前後については古くなっていて、その管を改めて入れ替えるということになります。七里ガ浜の浄化センターへ汚水を圧送する管を止めて行うことができませんので、現在も切り替えて暫定の管で送っているという状況です。

今後もそういったことがないように、管が落ちた部分の前後につきまして、管の中ならせん状にもう一つ管を入れ込む形で更生をして、管の中に管をもうひとつ入れる工事を今行っております。全体で3スパンありますが、今のところ1スパン目が終わっております、今後残ったところを施工して強化していく予定です。

<佐助自治会・岡田会長>

耐久性が増す施工は行ったということですか。

<都市整備部・樋田部長>

そうです。七里ガ浜はすべてということではないのですが、順次調査をして必要な部分については更生していきます。これは圧送管だけではなくて、市内の道路の下に汚水管についても管の更生

というものはこれまでも行ってきていますので、今後も引き続き行っていきます。

<長谷自治会・加藤会長>

直接関係はないのですが、工事の看板をみると、去年の9月に完成とあったものが、いつのまにか今年の7月に完成と変わっていて、この間みたら今年の12月に完成とありました。簡単に看板を書き換えれば期間が延びるのかと思ってしまいます。

<都市整備部・樋田部長>

まず当初予定した期間について、実際に工事を行う中で、今回も岩がかなり固かったというようなことで工法を変えるなどということを重ねながら、崩れないよう慎重に修復していかなければならない状況がありまして、言い方は悪いのかもしれませんが現場の状況に合わせてながら作業を行っている状況の中で、工事が延びているという状況です。

<長谷自治会・加藤会長>

私の質問の意味は、市民の皆さんが御存じなのかということです。私を含め利用している方がたくさんいるので市民が工期の延びている理由を知らないのは不親切ではないかという気持ちです。

<都市整備部・樋田部長>

もう少し情報の周知をしていかなければいけなかったと改めて感じておりますので、皆さまにお伝えできるような形で周知を図っていきたいと考えています。

《後日対応 都市整備部下水道河川課》

長谷自治会会長に工期変更の説明を行うとともに、自治会へ「工事のお知らせ」の回覧を依頼しました。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-鎌倉西-2
テ ー マ	由比ガ浜や材木座の臨海部で増えている民泊（旅館業法非該当を含めて）について
内 容 詳 細	<p>由比ガ浜や材木座の臨海部では、民泊が増えています。 業態をみると</p> <p>①当初から宿泊施設を意図して建設し、管理体制が整っているもの ②集合住宅として建設したが、空室を有償提供されているもの ③個人の住宅が不特定多数の宿泊客に有償提供されているもの などがあり、特に②③ではしばしば以下について近隣苦情が出ています</p> <p>・騒音 宿泊客はビーチサイドリゾートに来た気分で深夜まで羽目はずして騒ぐことが少なくありませんが、管理人がいない場合が多いので近隣は苦情を言おうにも相手がいません。夏場になると連日になるので近隣住民は苦痛が大きい</p> <p>・ごみ排出 業態が②もしくは③の場合、事業系ごみ収集運搬業者と契約を行っていることは殆どない。このため、多くの場合は宿泊者自身が近隣のクリーンステーションにごみ出しすることになります。曜日に関係なく大量のごみが排出されて、黄色のステッカーを貼ったごみが残されるので、ステーション利用者の負担が大きい。また、カラス被害も起きます。</p> <p>由比ガ浜四丁目では一般住宅に囲まれた 40 坪の空き地に一昨年 14 室のサーファー用シェアハウスが建設されました。ところがテナントが集まらないため、空室を Airbnb にアップするようになり、世界中から宿泊客が来るようになりました。以降夏のシーズンには屋外ウッドデッキで毎晩のように BBQ パーティがあり、敷地を接する 3 軒の民家は騒音と悪臭に悩まされるようになりました。住民苦情を受けて今年 2 月に市の関係部局が立ち入り指導を行い、その結果一部の改善はみられましたが、このような施設は当初は点であっても、そのうち面になってくれば、何れは臨海部全体が居住に適さない地域になるのではないかと懸念するものです。</p> <p style="text-align: right;">【次ページあり】</p>

担当部課	都市調整部 建築指導課・開発審査課
議題に対する回答等	
<p>現行で民泊とは、一般的に住宅の全部または一部を活用して、宿泊サービスを提供するものとされています。宿泊料とみなすことができる対価を得て継続的に人を宿泊させる場合には、事前に神奈川県保健福祉事務所で旅館業法の営業許可を取得する必要があります。営業許可が必要となる民泊は、建築基準法の「ホテル・旅館」の用途に該当し、住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域では、建築基準法及び都市計画法の規定により営業することができません。なお、営業許可が必要な民泊であるかどうかは、旅館業法を所管する神奈川県保健福祉事務所が判断することになります。市では、苦情や問い合わせの窓口を建築指導課に一元化するとともにホームページを開設し、民泊サービスの提供前に必要な手続き等を案内して注意を促しているところです。</p> <p>昨今、市民から違法に民泊を営業しているのではないかと問い合わせが増えており、その内容は、不特定多数の人の出入り、騒音及びゴミの問題など、近隣にお住まいの方が不安を訴えるものがほとんどです。</p> <p>現在、市に問い合わせがありますと、建築基準法や都市計画法で営業を認められていない地域での営業であれば、神奈川県鎌倉保健福祉事務所と連携して厳正に対応しているところです。</p> <p>また、民泊の営業が認められている地域での営業については、神奈川県鎌倉保健福祉事務所へ情報提供するとともに、民泊の営業に起因する騒音やゴミの問題などの対応について、関連課と連携して管理者・事業者等に注意を促しています。</p> <p>平成 29 年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立したことから1年以内に施行されます。法が施行されますと、現行法では営業許可を取得できない住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域であっても、県知事に届出をすれば、年間 180 泊以内であれば住宅宿泊事業を実施することが可能となります。</p> <p>本市には住宅宿泊事業者等への指導・監督の権限がないことから、県の動向を注視しながら、市の相談窓口を設置するなど、住宅宿泊事業を適法に始めるための相談や市民からの苦情等を受けた場合に速やかに対応できる仕組みを検討するとともに、住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域においては、静かな住環境が守られるよう、県に対して地域の実情を反映した条例の制定を要望していきたいと考えています。</p>	
添付資料	

<若宮町内会・藤島会長>

うちの町内会は600世帯が加入していますが、その中で判明している民泊は4件です。1件はシェアハウスで、そこは鍵の受け渡しなどは誰もおらず、海外から来てジャグジーをつけっぱなしだったり、表でバーベキューをやって臭いやごみ問題などがあつたりとかなり大変だったのですが、町内会から市に要望を出しましたら、3つの部に来ていただき、管理者がairbnbに代わって、今はきちんと鍵を受け渡し、管理する人がいるようになりました。それはとても助かっています。

残り3件のうち1件はまるごと保養施設みたいな形になっており、一軒1日いくらという形で貸していますが、あまりうるさくはありません。もちろんこの新法に入っているかどうか分からない。あとの2件は普通の家でやはり鍵の受け渡しはなく、別荘にしている家のどこかに鍵を置いて開ける感じなのですが、近所の人には民泊をやっていること自体を知らないのと、観光客の人が来て尋ねられても分からないです。ごみはおそらく町内会のごみのステーションで捨てています。その2つはあまり騒いだりはしないので、今のところ特に対応は考えてはいないです。

もちろんその2つとも町内会に入っていますが安全面ではとても不安です。差別するわけではありませんが、早急に窓口を設置していただきたい。民泊対応窓口というのを作っていただき、そこに行けばその窓口から関係する部に調整するという形にしてもらえればと思います。

<都市調整部・服部部長>

今現在の民泊の窓口は建築指導課で対応しています。新法が施行されますと建築基準法違反にはあたらなくなりますので、建築指導課で扱う部分は少なくなります。新たな窓口を検討していかなければならないと思います。

新法施行後は、国土交通省に登録した管理業者が管理をしなければならないということになっていますので、当然どこで管理しているのかということは表示されると思います。もぐりでない限りはこの管理はされていくと考えています。

<若宮町内会・藤島会長>

届け出をしない人たちが問題だと思いますが、そのような人たちはどうしたらいいですか。

<都市調整部・服部部長>

届け出がないものは違法民泊ということになりますので、取り締まるのは保健所になりますが、市からも保健所に情報を流して取り締まっていくようになるのかと考えています。

<若宮町内会・藤島会長>

建築指導課が責任をもってということですか。

<都市調整部・服部部長>

新法施行後はまた新たな窓口を考えたいと思っています。

<若宮町内会・藤島会長>

今はどうすればいいですか。

<松尾市長>

建築指導課にご相談ください。新たな窓口を作った時にはご案内します。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-鎌倉西-3
テ ー マ	自治会が管理運営する防犯カメラについて
内 容 詳 細	自治会が運営・管理する防犯カメラについて、鎌倉地区の設置状況、行政の支援体制、他都市との比較について聞きたい。行政の支援を受け、防犯カメラを設置した自治会活動を見たことがあるが鎌倉地区での状況を聞きたい。
担 当 部 課	防災安全部 市民安全課

議題に対する回答等	
<p>自治会が運営・管理する防犯カメラへの行政の支援については、平成 28 年 10 月に防犯カメラの設置 1 台につき補助率3/4、ただし 27 万円を上限とする補助制度を創設しました。</p> <p>鎌倉市内で同制度を利用して設置された防犯カメラは、平成 28 年度の実績は 1 自治会 2 台です。</p> <p>鎌倉地区での設置状況は、把握できている範囲で、自治会が管理運営する防犯カメラはありません。</p> <p>県内各市の支援体制は、9割の補助を行っている市が 5 市、鎌倉市を含めて3/4補助が3市、その他に1/2+3万円、1/2+2万円の補助が各1市となっており、補助制度を創設していない市も9市あるところです。</p>	
添付資料	

<防災安全部・柿崎部長>

すでにご承知かと思いますが、昨年10月に市が防犯カメラの設置に対する補助制度を創設しました。補助率は4分の3で、内訳は県が2分の1、市が4分の1で合わせて4分の3となっています。上限が4分の3で27万円、対象経費としては36万円までは買えるようになっています。36万円に対して27万円の最大補助を出すことができるという制度です。

鎌倉市内でこの制度を利用して設置されたカメラですが、腰越地区の1自治会がこの制度を利用して2台を設置しています。また、今年度もすでに10団体で24台の申請をいただいているところで、鎌倉地区での設置状況ですが、28年度は実績がありませんが、今年度は2町内会から申請をいただいているところです。

続いて各市の状況ですが、県内各市の支援体制は、防犯カメラの設置について9割の補助を行っている市が5市、これは主に政令指定都市です。鎌倉市を含め4分の3という市が3市あります。その他2分の1プラス3万円ですとか、2分の1プラス2万円の補助がありまして、補助制度を創設していないという市も9市あります。

市としても地域の防犯力を高めるために、ぜひこの補助制度をご利用いただいて、町内会で話がまとまれば防犯カメラの設置・推進ということでご支援していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<極楽寺自栄会・高橋会長>

昨今防犯カメラの実績というか、テレビなどを見ていて犯罪が起きると必ず防犯カメラが出てくるような状況なのですが、鎌倉市として防犯カメラの有効性は認識しているのでしょうか。

<防災安全部・柿崎部長>

防犯カメラを設置すると、ここに防犯カメラがありますと表示をすることになるので、抑止力という観点で一定の効果があるのではないかと考えています。鎌倉市の場合、犯罪の発生件数が神奈川県の中でも非常に低いランクに位置づけされていて、犯罪があったときに警察の捜査において効果を発揮したかどうかについては分からないと思いますが、一定の抑止力はあるものと考えています。

<極楽寺自栄会・高橋会長>

もう一点、極楽寺自栄会でも昨年度検討しましたが手続きが大変です。今年度も10団体が手続きしたということですが、犯罪は起きなければ警察も動いてくれないということなので、安全都市を自負する鎌倉としては、これからどんどん設置する、今説明にあった抑止力は行政が行うべきではないかと思っています。民間の方でつけたいという希望があれば、どんどん援助して自治体につけさせればいいのではないかとと思うのですが、来年度以降予算を増やす意向はあるのでしょうか。

<防災安全部・柿崎部長>

県の補助が2分の1入っている関係で手続きに関しては厳格な形を取っており、煩わしい部分もあると思います。次に予算の増額ですが、今年度も540万円、20台分の予算を取っていたのですが、すでに24台分の申請がありますので、状況を見ながら、今年度また調査を行いますので、申し込みの

予定が多いようであれば、それに相応する予算を要求して進めていきたいと思えます。

<由比ガ浜西自治会・藤田氏>

小規模な私どもの自治会でも防犯カメラのお話があったときに検討しました。そうするとさまざまな課題が出てきまして、例えば防犯カメラのフィルムの管理や機械の管理責任など全部が自治会にかぶさってきます。役員でさえなかなか手のない自治会で、カメラをつけたはいいけど、その管理を担う人材がない現状だということが改めて分かりました。そういう自治会もあって申請したいけどできない現状があるということを、行政としてもしっかりと受け止めていただきたいです。

防犯灯も前は自治会管理でしたが市に移管されましたのでやれやれと思っているところです。防犯カメラも今後必要なものであると自治会の役員会でも話が出ました。今後行政としても必要な部分には責任をもって設置管理をしていくという考え方を持ってもらいたいと考えていますがいかがでしょうか。

<防災安全部・柿崎部長>

防犯の観点でいくつか警察がつけているものはあります。そのような意味では本来警察が防犯という形でつけていくものという観点もあります。その中でLED化事業のようにニーズとか地域社会の犯罪の件数の増加とか状況の変化で警察だけでは手に負えないとなったときに、市が自ら地域を管理していく時代が来る可能性もあると思えますので、状況に合わせて検討していきたいと思っています。

《後日対応 防災安全部市民安全課》

神奈川県地域防犯カメラ設置促進事業が、平成28年～31年度まで4年間の予定で実施されており、この補助事業(県の50%補助)の有効活用を図るためにも、当面は自治・町内会等への補助制度を継続する予定です。

<馬場ヶ谷親和会・仲島会長>

今の防犯カメラの件について、市からのリクエストに基づいて役員会で話しましたが、いったい誰が管理するのかと。自治町内会によっては、毎年会長をはじめ役員の方の交代もあります。そうするとどのように管理するのか。あとは住宅地なのでプライバシーが気になるという意見もありました。その役員会の前に空き巣にあった家がありましたので、その話もしたのですが、実害がなかったものですから皆さんあまり真剣に考えていません。現実問題として誰がどうするんだというところを市でも考えてもらえればと思います。

<若宮町内会・藤島会長>

若宮町内会も2台申請していますが、ひとつは海浜公園のアパートの持ち主の方に設置について伝えたら、その方はとても喜んでくれました。もう1か所はやはり住宅街にあるんですが、その家の近くに町内会で申請して設置したいと言ったらそちらもぜひお願いしますというような感じでした。

やはりカメラがあると何かあった時に確認できる。その管理をどうするかということではなくて、空き巣に入られて何も盗られていなくてもその人はまた別のところで盗ると思います。その時に防犯カメラを確認して映っていればそれは抑止力になると思います。だから管理のことを考える前にまずは町内の人々が安心して過ごせるためにはどうするかという観点でやっていかないと先に進まないと思います。私たちの町内会はそんなに難しいことは考えていません。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

市民安全課で行っている防犯カメラ設置の補助はほとんど自治町内会が相手だと聞いていまして、それ以外の例えば小学校や公園など、自治町内会以外の防犯カメラについてはどのように考えているのか分かる範囲でご説明いただければと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

手元に資料がないのですが、基本的に市役所の施設はそれぞれの施設管理者ごとに、例えば市役所の管理者は管財課ですけれども、公園や生涯学習センターなど、施設管理者の観点から防犯カメラをつけている場所はいくつかあります。相当数ありますが、施設管理者の防犯上の観点から設置しているのでご承知いただければと思います。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

分かりました。

<若宮町内会・藤島会長>

どこかで一覧表になっているものはあるんですか。

<防災安全部・柿崎部長>

警察で設置した防犯カメラもあるのですが、それは捜査の関係上教えてもらえません。ただ市の施設で施設管理者として各担当部局で設置したものがあります。それは確か少し古いかもしれませんがリストがあったと思いますので、調べて後日回答させていただきます。

《後日対応 防災安全部市民安全課》

平成 29 年 7 月 28 日付けの文書で防犯カメラのリストを若宮町内会長へお渡ししました。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

例えば防犯カメラをクリーンステーションの見える所に置いてごみの不法投棄を取り締まるなどの事例はありますか。

<防災安全部・柿崎部長>

クリーンステーションの不法投棄のためにということであると、プライバシーの問題などもあるの

で基本的につけているところはないと思います。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

クリーンステーションがよく見えるところに防犯カメラを設置することは考えられますよね。

<若宮町内会・藤島会長>

若宮町内会でごみステーションのある住居の人が、人が来たらつく人感センサーを自分で付けてくれた人がいます。これはあくまでも気休めで、自腹でやってもらっているので申し訳ないと思っていますところなのですが、今言ったようにプライバシーの問題はあると思います。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-鎌倉西-4
テ ー マ	自治・町内会の現状と課題と要望
内 容 詳 細	<p>今、深刻な大規模災害を目のあたりにして、あらためて自治・町内会の役割、あり方が注目されている所ですが、実態は日々の生活に追われる、隣人との付き合いは不要、直接関係のあること以外はなるべく関わりたいくない、行政サービスが進んでいる等による加入率の低下、また、役員のなりてがないなどと自治会の存続にもかかわる問題が多く存在していると思われます。情報化による生活の利便性の向上、一方では少子・高齢化・一人暮らしの高齢者など地域における世帯構造は大きく変わろうとしています。そこで行政は住民との協働について改めて問題点を整理し、役割のあり方などの方向性を検討する時期にあると考えます。そして、行政からの依頼等に追われる事なく、接点は必要ですが、自治会運営の負担をなくすことにより、きめ細かく気持ちよく、住みよい地域構築を目指す自治会運営を望みたいと考えます。</p>
担 当 部 課	市民活動部 地域のつながり推進課

議題に対する回答等	
<p>昨年度の自治・町内会アンケートでは、自治・町内会等の運営上の課題について「役員の成り手が少ない」「会員・役員の高齢化」「特定の会員しか活動しない」「役員の負担」などがあげられ、地域負担の大きさが浮き彫りになりました。</p> <p>自治・町内会活動の機能を強化するためには、若い世代の地域活動への参加、地域の市民活動団体、学校、企業をはじめとするさまざまな団体の協力・連携等が必要であると考えています。</p> <p>市としては、自治・町内会アンケートで行政への期待の高かった「住民意識の啓発」や「先進事例の紹介」の取り組みを進めるとともに、地域課題に対しては、専門家やアドバイザーを派遣する制度を設け、支援していきます。</p>	
添付資料	

＜市民活動部・熊澤次長＞

自治町内会の運営の支援は、地域のつながり推進課が主管となって担当しています。地域のつながり推進課では平成 28 年度に自治町内会にアンケートをお願いしまして、自治町内会の運営上の課題についてお尋ねをしました。その結果、ご要望にあるように役員のなり手が少ない、会員役員が高齢化している、活動しているのは特定の会員だけである、役員の負担が大きい、など地域の負担の大きさが明らかになってきました。

自治町内会活動の機能を強化していくためには、若い世代の地域活動の参加を促すとか、あるいは地域の NPO などの活動団体、また学校企業をはじめとするさまざまな団体との協力連携等が必要であると考えています。

市では、自治町内会アンケートで行政への期待が高かった項目、住民意識の啓発や先進事例に取り組んでいる自治会の事例の紹介、こうした取り組みを進めるとともに、個々の地域課題に対して今年度から自治会運営の個別の課題に対する専門家やアドバイザーを無料で派遣する制度の構築を進めております。、今後も自治会の個々の運営を支援していきたいと考えています。

＜由比ガ浜西自治会・藤田氏＞

若い世代への地域活動への参加とか、学校・企業をはじめとするさまざまな団体の協力連携等が必要ということをおっしゃっていますが、具体的にはどうのことでしょうか。また、住民意識の啓発、先進事例の紹介は具体的にどのようなことを考えているのか伺います。

＜市民活動部・熊澤次長＞

現在地域のつながり推進課では、大船地区において大船地域づくり会議という事業を推進しています。ここは町内会自治会関係の方のみならず、地域のさまざまな関係団体の方が協力してさまざまなまちづくりに取り組んでいます。

例えば、昨年度は小学校単位で避難所の運営マニュアルを作成したりとか、今年度は高齢の方でなかなか外に出られない方に外で元気に活動してもらえるような支援を検討しています。また、さまざまな関係団体との連携を進めている中で、団体の方々が持っているノウハウを他の地域の方々に広げていく、横展開をしていくような先進事例の紹介であるとか、他にも今泉台で町内会の方が NPO や商店街の方と連携する取り組みを行っています。

同じような状況の住宅地にある町内会との交流活動を昨年度から始めていますので、このような先進事例の紹介を交流という形で進めたり、市からも住民意識の啓発や自治会運営の支援として補助金情報の一覧を HP や紙で配布したりとか、市の広報またホームページを使ってさまざまな形でさまざまな方に自治町内会への参加を呼び掛けていくような支援を進めています。今後もより充実させていきたいと考えています。

＜後日対応 市民活動部地域のつながり推進課＞

自治・町内会未加入の方へ、広報かまくらで加入を呼び掛けました。今後、自治・町内会の交流会、専門家を派遣する制度、加入を呼び掛けるのに役立つ冊子の提供を予定しています。

＜極楽寺西ケ谷町内会・田中会長＞

30年前に一度町内会長を経験し、2年前に2度目の会長を引き受けたんですが、30年前を思い起こしますと、市役所に行くことはほとんどありませんでした。30年の間に市役所と自治町内会との関係がとても複雑多彩になりました。自治町内会長も毎月市役所に行かなくてはならない状態ではないかなと思います。そして市から送られてくる文書も毎週必ず1、2通あります。そのような様子を見ていると、この30年の間に市から各自治町内会にたくさんの仕事がふってきている。本来市がやることではないかと思いますが、どうも市も安易に自治町内会に仕事をふってきているのではないかという感じがします。

私たちの町内会は市役所や社協で会合があるときは、必ず江ノ電に乗って交通費を払わなくてははいけません。その金額が小規模な町内会ではかなりのウエイトを占め、財政を圧迫します。もちろん自治町内会も頑張らなければいけないのですが、市も仕事をもう少し整理して、あまり負担を掛けないように考えてもらいたいと思います。

＜市民活動部・熊澤次長＞

私どもの実施したアンケートの中でも、自治会町内会の負担が非常に大きくなっているという意見をいただいているところです。

市からお願いしていることが多いというのも感じているところでして、いかに地域の方々の負担を減らしていくのかについては、自治会町内会に参加をしていく方の充実をいかに目指していくか、また、自治会町内会の運営自体にも効率化できる部分があるのではないかと、そういったことも含め、今回アドバイザーですとか専門家の派遣制度を構築していますので、自治会町内会の負担にならないようにし、かつ、地域のサービスを落とすことのないよう自治町内会の支援に取り組んでいきたいと考えています。

＜若宮町内会・藤島会長＞

市役所から文書が届くとさまざまなところに回すのですが、するとすぐ次が来ます。一週間まとめて金曜日の夜に出すところもあります。一括して送ればと郵送料も助かるのではないかと思います。次から次へと来るからその封筒を見るだけで嫌悪感を覚えてしまいます。市は部署がたくさんありますがこちらは1つしかないの、町内会のボックスか何か作って、まとめて決まった曜日に出す方法などは効率的だと思いますし、自治町内会も何度も封筒をもらわないで済むので考えてもらえないでしょうか。

＜市民活動部・熊澤次長＞

回覧物とか配布物をたくさんの部署からお願いしているということは認識しています。部署によって種類がさまざまあるものですから、一カ所で取りまとめてというのが難しいのですが、自治会町内会に配布物をお願いする場合の期限のルールを作り、全庁的に周知はしております。再度周知をし、毎日のようにばらばらと配布されるようなことがないよう取り組んでいきたいと思っています。

<若宮町内会・藤島会長>

ぜひまとめていただきたい。返事を求められるものもあるのですが、期日が1週間後というものもありました。返事を要するものについては、ある程度期間を見ていただかないと、そのたびに会議をしているわけではなく、ボランティアでやっているなのでその辺りを考えて前倒しでやっていただきたいと思います。

《後日対応 市民活動部地域のつながり推進課》

自治・町内会への配布物のルールの周知を図りました。今後も庁内へのルールの徹底を図っていきます。

平成 29 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	29-鎌倉西-5
テ ー マ	稲村ヶ崎小学校の市防災倉庫の備品・備蓄の在庫管理について
内 容 詳 細	稲村ヶ崎小の「市防災倉庫」の「備品・備蓄一覧表」には購入日などの日付の記載がなく、「ミニ防災拠点（市立小・中学校）の標準的備蓄品名」とあるため、不安を抱いています。
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>総合防災課において、定期的に全ての備蓄倉庫を巡回し、「備品・備蓄一覧表」を作成するとともに消費期限のチェックを行うなど適切に管理しています。今後も同様の対応を図ってまいります。</p>	
添付資料	

<防災安全部・柿崎部長>

まず謝まらなければと思っています。稲村ヶ崎小の防災倉庫の備品備蓄一覧表に購入日などの日付の記載がなく、きちんと管理されているかどうか不安だということですが、まず不安を抱かせてはいけないのですが実態は小中学校と消防本部等に備蓄倉庫があり、総合防災課が定期的に巡回しています。職員が複数のチームを組み、最低年5回は行っていると思います。その中で備品の備蓄一覧表を作成して台帳を作り、消費期限のチェックなどを行い適正に管理しています。ご安心いただければと思います。なお、町内会立ち会いのもとチェックするところもありますので、その説明につきましても不安を与えないようなかたちで説明をしていきたいと思っています。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

ミニ防災拠点の在庫の一覧表がホームページに載っていますが大分古いです。3年位前の数字になっています。巡回して更新しているのであれば、ホームページも直してもらえるように総合防災課に伝えてもらいたいと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

おそらく各ミニ防災拠点の備蓄機材の一覧表はどこも同じで、基本的に同じものが置いてあります。更新の時に備蓄を増やしたりしていなければそのままだと思いますが確認をしたいと思います。

<北稲村ガ崎自治会・奥村会長>

消費期限が変わるはずで、更新してないということです。

<防災安全部・柿崎部長>

承知しました。実態はそれぞれ点検をして適正に管理していますので、その辺はご心配ありません。ホームページは指示して更新しておきます。

《後日対応 防災安全部総合防災課》

ホームページには、備蓄倉庫の標準的な資機材配置表を掲載しており、基本的な内容に変更はありませんが、ご意見を踏まえ、一部最新の情報に改めました。

<馬場ヶ谷親和会・仲島会長>

今の話の続きです。稲村ヶ崎小の実態というか私が感じたことを少し申し上げます。市のホームページに確かに載っており私もそれを参照しています。ところが別にまだありまして、それが違うんです。昨年の秋に稲村ヶ崎小の学区域、町内会の合同防災訓練の際に防災倉庫を開けてもらいました。防災倉庫の中はまだ結構スペースがあり、備蓄を増やせるという安心感はありましたが、そこで発見したのは、飲料水の消費期限が切れていたんです。それもカートの表にプリントされているだけなので、災害時、まして夜なんて暗くて全然見えません。赤いテープを貼るとか、せめて仕分けをしてください。

その時にすぐ倉庫の片隅に分けてマジックでは書いてくれましたが、それが実態です。今見ているそのリスト、それとホームページのリストをチェックしました。というのは町内会の防災倉庫に何があって何が足りないのか。その台帳の説明が標準化とか平準化とかなっています。それが本当にあるのかどうか。ミニ防災拠点としてカバーする地域が大中小あると思いますが。

<防災安全部・柿崎部長>

簡易トイレなど若干違う部分ありますが基本的には同じです。

<馬場ヶ谷親和会・仲島会長>

ミニ防災拠点は、世帯分、人数分、例えば2,000人いれば2,000人分の備蓄がカバーされているということですか。

<防災安全部・柿崎部長>

避難所の収容人数は基本的に一緒です。1,000人単位くらいの数で備蓄をするということで、ミニ防災拠点は基本的に同じ量と同じ品目を備えるようになっています。

<馬場ヶ谷親和会・仲島会長>

分かりました。その辺りが少し不安なので。

<防災安全部・柿崎部長>

私も各点検はきちんと行っていると報告を受けていましたが、そういうことがあったということをも早速総合防災課に伝え、適正な管理をするよう伝えます。

<馬場ヶ谷親和会・仲島会長>

その辺の情報開示を後日お願いしたいのですが。

<防災安全部・柿崎部長>

承知しました。

《後日対応 防災安全部総合防災課》

ホームページには、備蓄倉庫の標準的な資機材配置表を掲載し、最新情報に更新しています。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金